

# 行政法

## ○講座のねらい

行政処分とその処分に対する不服申立て、取消し等手続の関係法令である行政手続法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の基本を学び、公正で透明な行政運営に資する。

## ○対象者

受講を希望する職員

## ○日 程

令和4年 8月25日(木)～ 26日(金) 2日間

## ○会 場

自治研修センター (午前9時30分までに集合)

## ○予定人員

50名

## ○講 師

鹿児島大学

教授 宇那木 正寛

(令和4年度から講師変更)



## ○カリキュラム

	午 前	午 後
1 日 目	(9:40~10:00) ・オリエンテーション  (10:00~12:00) ・講義 (行政手続法)	(13:00~16:30) ・講義 (行政事件訴訟法)
2 日 目	(9:40~12:00) ・講義 (行政事件訴訟法)	(13:00~16:00) ・講義 (行政不服審査法)  (16:00~) ・閉講

### 【令和2年度受講生のアンケートから】 ※令和3年度は研修を中止したため、前年度分を掲載

- 行政手続に関する法律の解釈を学び、日頃どういう点に配慮して業務にあたればよいのかを学ぶために、受講した。
- 行政手続法と行政手続条例の対象となる処分や行政指導等の違いが参考となった。申請や届出の受付の開始が受理日でなく、事務所に届いた時点であることも初めて知った。
- 行政事件訴訟法の大半を占める処分の取消訴訟について、詳細まで丁寧に教えていただき、大変分かりやすかった。特に、法律用語を分かりやすい言葉に置き換えて説明がなされていたので、理解を深めることが出来た。